

令和7年第1回高浜市議会臨時会会議録

令和7年第1回高浜市議会臨時会は、令和7年1月23日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第15回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副市	長	深谷直弘
教	育	長岡本竜生
企	画	部長木村忠好
総	務	部長杉浦崇臣
財務	グループリーダー	本多征樹
市	民	部長岡島正明
福	祉	部長磯村和志
こ	ども	未来部長磯村順司
都	市	政策部長杉浦睦彦
土木	グループリーダー	清水健

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、公私ともに御多用の中、議員各位の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案されました案件につきまして、厳正なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。まして、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第1回高浜市議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の議員の皆様にご参集いただきまして誠にありがとうございました。日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力いただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

去る1月13日に日向灘を震源とするモーメントマグニチュード6.7地震が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されました。後に南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったとは言えないとして調査終了の発表がされたものの、巨大地震はいつでも起こり得ることを忘れてはなりません。

今月で能登半島地震から1年、阪神・淡路大震災から30年を迎えました。皆様におかれましては、平時に備えと有事の行動についていま一度意識をしていただければと思います。

さて、本日提案をさせていただきます案件は、議案1件でございます。詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。まして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、3番、神谷直子議員、5番、野々山 啓議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和7年第1回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る1月15日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。当局より提示されました案件について検討しました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して、全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力を賜り、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第1号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第15回）を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第1号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第15回）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,804万9,000円を追加し、補正後の予算総額を196億3,682万2,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は2件で、年度内の完了が見込めないことから、令和7年度に繰り越すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正として、中段の道路整備事業は、事業費の増加などに伴い、限度額を増額いたしますものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項4目土木費国庫補助金は、交付額の決定に伴い減額いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として増額いたしますものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

8款2項1目生活道路新設改良費の1道水路維持管理事業は、現在名鉄三河高浜駅西側にて進めている三河高浜駅連絡橋の修繕工事において塗料に鉛が含まれていることが判明したことに伴い、工事費を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） それでは、2回に分けて数点お聞きしていきたいと思います。

道路橋りょう修繕工事費についてであります。この塗装工についてであります。鉛、クロム化合物はその性質からさび止めを目的として塗料に使用されてきましたが、人体に悪影響を及ぼす可能性が見つかり、今では規制されています。規制される前に建てられた構造物など塗られているだけなら大きな害は見当たらないとされていますが、塗装が施されている建物を解体したり、改修する際に作業者や周辺に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

そこで、今回塗膜くず有害物質規制の法的根拠として、廃掃法施行規則第1条の2に特別管理産業廃棄物の判定基準が規定されておりますが、具体的に適正に除去や処理を行うに当たって準拠すべきガイドライン等がありましたらお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 今回準じておる指針といたしましては、鉛等有害物含有塗膜除去の心得になります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。この処分についてであります、判断基準となる溶出量0.3ミリグラムパーリットルを超えるものを特定管理産業廃棄物、超えないものを産業廃棄物としてこの心得に従って適切に処理されるわけですが、そもそも当初予算において塗料の塗膜分析は計上されていたということによろしいのでしょうか。また、そうだといたしましたら修繕工事の工程において塗膜分析を行ったと推測できますが、このタイミングで分析を行う理由も併せて教えてください。

また、修繕工事の際に行った塗膜の分析結果により特別管理産業廃棄物処分工に変更となること、また処分料など当初では予測がつかず、補正予算での計上となったと考えますが、いかがでしょうか。また、ほかに当初予算で計上しなかった理由もあれば教えてください。

最後に、分析結果による処分に係る処分量とこの金額についても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） まず初めに、塗膜分析は当初の設計では鉛含有試験と鉛溶出試験の2つを計上しております。

次に、このタイミングで分析を行う理由と当初で計上しなかった理由について併せてお答えさせていただきます。

化粧板の中にある塗膜の分析のため、事前に塗膜を取ることが困難であるため、化粧板を撤去する際に同時に塗膜の分析を行うこととしております。当初設計では塗膜くずを適正かつ確実に処理するために塗膜を除去する前に有害物の有無を確認する試験を行い、その後特別管理産業廃棄物の判定基準となる溶出量が変わるため、最終的に廃棄する形状の塗膜くずの溶出試験を行う手順で予定をしておりましたので、当初設計では計上しておりません。

この補正額は塗膜くずが特別産業廃棄物であった場合のマックスの金額を計上しておりますので、試験結果によっては減額する場合があります。最終的に出来形に応じて精算を行う予定をしております。

次に、分析結果による処分に係る処分量と金額でございますが、処分量は127.5トンで処分費といたしましては、約2,000万円ほどを予定しております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回化粧板を撤去して中の塗膜、塗料についても問題になっているんですけども、今回これ化粧板のみ撤去するだけでいいのかというところについてもちょっと私は疑問がありまして、結局ここ雨漏りしていたんですよね、ずっと令和3年頃から。この雨が入る原因について今回のこの工事予算で適用きちんとされているのかという点について詳しくお伺いしたいと思います。これについてどのような調査を行ってどのような回答があったのか、多分藤コンサル、これコンサルは藤コンサルとお聞きしているので、藤コンサルが調査されていると思うので、その検査結果についてもお聞きしたいと思います。

それから、この鉛の塗料につきましてこの藤コンサル、当初の工事設計どのような認識であったのかについてお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの2番議員の質問の中でちょっと明確でなかったところがあるんですけども、結局これは当初藤コンサルではなくて、この工事を行った石橋建設興業株式会社、こちらが鉛のあるかどうか調査を行ったのかなと思うんですけども、そのあたりについての確認をしたいと思います。

それから、これ塗料につきましては、当初これ工事したのが鴻池組なのかなということで確認しているんですけども、鴻池組であればこれ品番で塗料分かるはずですので、そのあたりに関する調査結果—まずもって図面で分かるはずなんですけれども、図面での確認、図面で確認できなければこれ当初の作った鴻池組、こちらに聞けばすぐ分かるはずなんですけれども、そのあたりについてはどうなのかというところもお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田利奈議員、ありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） ではここで1回切ります。

土木グループ。

○土木G（清水 健） 橋の点検でございますが、橋の点検は令和4年の道路橋定期点検支援業務委託の中でございまして、その中での結果といたしましては、化粧パネルに腐食があったということで、判定されております。

水漏れがあるということで、その原因といたしましては、路面タイルのすき間等からによるものと想定しております。今回の工事では化粧板を撤去ということだけなので、化粧板に滯水した水が漏れることは解消されますが、最終的に全部原因を解消したいと思いますと橋面防水や伸縮装置の補修を施工すれば原因が解消されると考えております。

委託業者が鉛についてどのような結果だったかということですが、最終的な委託の成果といたしましては、鉛の含有の可能性はあり得るという結果を報告受けております。

鉛含有試験につきましては、請負業者の石橋建設興業株式会社が行っております。

施工時の塗料の品番が分かるものということなのですが、市役所に竣工図書はありますが、仕様書とかがございませんでしたので、塗装の品番が分かるものはありませんでした。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員、続きを。

○13番（倉田利奈） 工法の比較についてお聞きしてまいります。

担当に聞きに行ったらこの化粧板を撤去する方法の工法が一番安価であったという説明はあったんですけども、これ剥離塗装の工法についてもいろいろあるということが分かってきたんですが、その比較検討されたのか、比較検討されているのであればその内容についても教えていただきたいと思います。

それから、補助金これもらっている工事だと思うんですけども、今回この時期に繰越明許しても補助金のほうに影響がないかどうか、ここすごく非常に重要な部分ですので、ここの確認もしたいと思います。

それから、先ほど処分費の数量について127.5トンで処分の費用が2,000万円ということなんですけれども、これもともと産廃で処分した場合、産廃で処分するという予定だったと思うんですけども、そのときはトン当たり幾らで計算されているのか、それからこれ特別管理産業廃棄物処分費、これについてもトン当たり幾らで計算されているのか教えてください。結局その差額を今回は払うということになると思うので、そこについてはどのように計算されているのか、どのようにトン当たり工事費も、よその自治体見ると工事費が平米当たりで出ているところもありますので、分かりやすく説明していただけるといいかなと思っています。

○議長（杉浦康憲） 倉田利奈議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい、あります。

○議長（杉浦康憲） ここで1回切ります。

土木グループ。

○土木G（清水 健） 塗装を除去する工法につきましては、委託業務の中で工法について選定を行っております。選んだ工法といたしましては、オープンプラスト工法で、費用が一番安価な工法を採用しております。

国庫補助金が繰越しをされるとき大丈夫かという御質問なんですけれども、先日愛知県の方に確認したところ、問題ないと回答をいただいております。

次に、産業廃棄物の処分単価は、トン当たり2万5,000円となっております。

特定管理産業廃棄物の処分単価につきましては、変更契約前のためお答えすることはできません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 再質問したいと思います。

先ほど令和4年の支援業務委託により塗装パネルについての調査をされたようなことの御答弁

があったんですけれども、そのときの当時のそれをされたのはどこの業者なんですか。これ藤コンサルではないということなんですか。どこになるんでしょうか。

それから、先ほどの答弁ですごく心配になってしまったのがこれ原因を雨漏りの原因については、今回は解消されるような工事費が入っていないということなんですか。いわゆる化粧板についてだけの工事費になってしまうんでしょうか。そうすると今後雨漏りもまた起きる可能性があるということなのか、そこについても確認したいと思います。

それから、藤コンサルが鉛塗装について鉛が入っている可能性があるという認識だというような御答弁だったと思うんですけれども、この可能性があるというのは非常に曖昧ですし、これきちんと何かコンサルのほうから設計で文書で出ているものなんですか。こちらについても確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田利奈議員、ここで1回切ります。

土木グループ。

○土木G（清水 健） まず初めに、令和4年度の定期点検を行った業者は藤コンサル株式会社でございます。

昨年度の委託の中の鉛の含有についての結果といたしましては、可能性があるということで報告を受けております。

水漏れの原因でございますが、先ほど申したとおり橋面防水や伸縮装置の補修を行った際は解消されますが、今回はその点検結果で化粧パネルの腐食があるということで、早急に修理をしないといけないということで、そちらの工事を発注したこととなっております。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 令和4年度の点検でございますが、愛知県の整備協会のほうに委託しておりまして、その整備協会のほうで協力というか、実際の現場に入ったのが藤コンサルで、議員言われた雨漏りの件ですが、今までいわゆる化粧パネルがあつて雨漏り箇所を限定することが非常に困難でありました。今回取り除くことによってある程度そういった箇所が特定できるかなと。一般的に雨漏りというのは大体すき間からくるものですから、橋りょう表面というか、橋面ですき間等の箇所が特定できれば修繕、快適な修繕でできればそういったことはやってまいります。リーダー申し上げた全面的なものが必要になればそれはまた改めて計画をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員、続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） 先ほど鉛の調査につきまして、今回施工業者がされたというような答弁があったんですけれども、これ市がいわゆる石橋建設興業さんですか、こういう結果でしたとぼんと持ってこられても本当にどこをどれだけ取ったかというのはなかなかそれについては市が責

任を持っていないと思うので、本来私は市が調査すべきだと思うんですけども、そちらのほうはされてないということなのかについて確認をしたいと思います。

それから、塗料につきましては多分残っている製図そちらのほうで分からなかったんですけども、これ鴻池組のほうに聞かれなかったかにつきましては、これ御答弁がなかったので、御答弁いただきたいと思うんですけども、そちらもお願いします。

それから、剥離塗装のこの工法の検討ですね、これにつきまして御答弁の中で委託業務の中で検討されたということなんですけれども、委託業務、どこに対する委託業務なのか、これちょっとよく分からなかったので、御説明をいただきたいと思います。

それから、補助金に関しての繰越明許のほうを確認されたということなんですけれども、こちら何か文書のほうでいただいているのでしょうか。そちらもお願いしたいと思います。

それから、先ほど特別管理産業廃棄物の処分費についてのトン当たりについてお答えがございませんでした。今回多分これ工事費の増額ということで今後請負業者と協議をされていくと思うんですけども、いわゆる入札をされないと思うんですよ。ですから、それは応えられないということはちょっとこれ考えられないので、なぜそれ答えないのか私分かりませんので、そこをきちんと説明していただきたいと思うことと、それから本当にこれあり得ない補正予算だと私は思っております。ですから、このように補正予算組むことになった事態についてこれ都市政策部長の見解をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） こういった補正をお願いすることになったわけですが、あくまでもそういった可能性があるということでちょっと予算立てをすることなく必要最小限の予算を計上させていただいたと。調査した結果、必要な経費が生じてまいりましたので、補正予算をお願いすることとなったものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） まず初めに、鉛の含有試験の採取箇所でございますが、こちらにつきましては施工業者に採取箇所を選定してもらっております。

あと塗膜を除去する工法で委託の中だと申しましたけれども、こちらの委託内容は去年行った橋りょう修繕調査設計業務委託の中で工法の選定を行っております。

次に、国庫補助金の問題ないという確認でございますが、こちらは電話での確認となっております。

処分費の単価でございますが、先ほど金額の面で約2,000万円とお答えしておるので、そちらで御了承ください。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） 議案説明を含めて今日のお話も含めて必要な補正であるという判断を私はしておるんですけれども、基本的に特別管理の産業廃棄物になるかどうかということはまだ確定してないということでもよかったのかということと、それから当時多分鉛が規制をし始められてきたぐらいのときですから、鉛が入ったもの、それから低鉛と言われる鉛基準が非常に低い塗料、それから鉛が入ってない塗料というものが様々存在していたときではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところもやはり当初から鉛というか、そういう廃棄物の出るおそれが確実にあるという判断にならなかった原因の一つかなというふうに思うんですけれども、その理解で間違いはないかどうか伺っておきたいと思うんです。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 今議員御説明、御質問いただいたとおり、当時はそういった塗料に対する考え方が変わっていく段階でございました。指針に基づいて鉛があるかないか、これはやらなければいけないよということになっておりまして、議員御質問のとおりある一定の基準値を超えると特別管理、そうでなければ一般の産業廃棄物いわゆる経年カスという扱いになるものです。リーダー先ほど答弁いたしましたように、最終的には除去したものに対してどれだけの含有量があつていずれの処分方法が必要かということになりますので、それには適正に出来形に応じて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。我々がしっかり考えなければいけないのは、きちんとした調査とそしてまたその処理が今回の補正で行うことができるんだという確証をいただかなければいけないものですから、それに関してはマックスで見たと、金額に関してマックスで見たとということで伺っておりますので、そこのところはもう1回確認をさせていただきたいんですけれども、契約前でなかなか細かいところを示されないというのは分かりますけれども、これだけのことをやるのにこれだけのお金が必要なんだというところをしっかりと御説明をいただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 今、今後増える増工内容につきましては、特別管理の産業廃棄物の処分工といたしまして127.5トンで2,095万6,000円ほどを予定しております。除去の作業に対しまして保護具が必要となりまして、そちらが約300万円ほど予定をしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います

が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） まず2,800万円を超える工事費追加補正にもかかわらず議案の説明資料がA4、1枚しかなく、約半分が橋りょうの写真であり、補正が必要な説明がほとんどされていないことから、補正予算の根拠について理解することは不可能ではないでしょうか。そのため私は議会に資料要求願を提出しましたが、議会運営委員会において資料要求が認められませんでした。当局は説明責任を果たすため資料を任意で積極的に開示を行うべきです。どこの議会でも請求すれば当局は出さなければいけないものであります。議会としての役割を放棄するようなことは納得できません。

多くの資料を基に工事費の増額理由や金額の妥当性について各議員が勉強し、その上で議会で議論すべきではありませんか。

橋梁の内面塗装に鉛が含まれていたということですが、鉛が塗料に含まれているかどうかについて設計の委託を受けた藤コンサルは、当初から把握できていたはずですが。鉛については、含有量にかかわらず鉛中毒予防規則の適用を受けるため、取扱いには注意が必要です。そして、2014年に通達が出された「鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において、鉛含有塗料の剥離作業では飛散防止のため湿式工法を採用するよう周知がなされているからです。

この橋りょうを建設したのは2024年11月時点でゼネコンの売上高ランキング17位の大手ゼネコンである鴻池組で、国庫補助金事業の再開発事業で行われていることから、材料承認された資料は残っていなければなりません。また、鴻池組の営繕担当に聞けば事業完了後のメンテナンスのために塗料の品番等は分かるはずです。また、市も設計する上で塗料の品番の調査を工事の設計業者から2014年の通知に基づき確認する監督責任があります。今回どうしてこのような事態となったのか検証しなければなりません。

そして、問題となっている塗料の成分について請負業者である石橋建設興業株式会社が調査を行っていることも問題です。調査が必要であれば請負業者が調査会社に依頼するのではなく、市が塗料の採取に立会い、検査を直接検査機関に委託すべきであります。

また、石橋建設興業は、工事の入札に当たり鉛が入っている塗料が使われているかどうか確認

できなければ高浜市に鉛の有無について質問し、確認した上で入札に参加すべきであったと考えます。後から塗料に鉛が入っていたからといってその分の工事費を請求することはあり得ません。

また、パネルの張替えか塗装とするかの検討はされていたようですが、塗装の剥離工法はほかにも安い工法があると考えます。そして、当初は鉛を含んでいなかった塗料の剥離をする予定であったことから、工事費について特別管理産業廃棄物工の費用をそのまま計上するのではなく、今回の剥離費用から当初の剥離費用を引いた金額となるはずですが、よって、このように多額の補正予算の計上となることに納得できません。

今回は、工事費の増額となりますが、入札をすることなく業者との協議となることから、なぜ2,800万円も増額となるのか細かい説明が必要となりますが、お答えがありませんでした。これでは到底賛成することはできません。

高浜市においては、契約後工事が始まってから追加工事が出てきて、それに伴う契約金額の増額が幾度となく繰り返しております。これでは入札時に安く入札を行い、後から工事費を増額すればいいということになるため、入札の意味がなくなります。事前に特定の業者が受注することが約束された談合や入札妨害を疑う事態にもなります。そして、このように不透明な請負工事が続けば市民の税金が特定の業者にだけ恩恵をもたらしているのではないかと市民からの信用もなぐさ事態となるのではないのでしょうか。

この橋りょうは私は令和3年から雨漏りしていることを把握し、修繕を高浜市に求めてきました。いきいき広場の立体駐車場の1階からいきいき広場に向かうとき頭上の橋りょうから雨が降っていなくても水が落ちてきていました。雨漏りを放置すれば建築物は腐敗していきます。やっと修繕していただけることになりましたが、早い段階で修繕を行えば金属部分の腐食が進まず、2,800万円以上の工事費の増額は必要なかったのではないのでしょうか。必要な修繕を放置したことや高額な補正予算の計上など市民に与えた損害について今後どのように責任をとっていくのでしょうか。検証が必要であると考えます。

そして、雨漏りしていた水はいきいき広場から三河高浜駅へ続く通路まで落ちていたことから、市民に触れる可能性があります。鉛を含んだ水を市民が浴びる危険性について市はどのように考えているのでしょうか。行政としての姿勢も問われます。

以上をもって反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第15回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和7年第1回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました議案1件につきまして慎重に御審議をいただき、原案のとおり御可決を賜り、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

また、本日御可決を賜りました議案に関連しまして、2月に臨時会を開催させていただく予定がございますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって令和7年第1回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は御審議のほういただきありがとうございました。

お疲れさまでした。

午前10時42分閉会
